

富岡市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和3年6月24日

富岡市長 榎 本 義 法



変 更 理 由 書

市営宇田・一ノ宮土地改良事業（区画整理）の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

1	事 業 名	市営宇田・一ノ宮土地改良事業（区画整理）
2	事 業 主 体	富岡市
3	事 業 年 度	平成28年度から令和3年度まで
4	事 業 面 積	40.5ha

変 更 調 書

①富岡市一ノ宮字山下454の8、454の9、454の30、454の32、454の33に隣接する水路である市有地の全部又は一部を富岡市宇田字神明に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	②中寺田	828の1の一部、831の一部

上記区域(同区域に隣接する道路、水路である市有地の全部を含む。)を富岡市宇田字宿通に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	③欠下	844、845の1、845の2の一部、845の3の一部、 846の1の一部、848の一部、849、850、852の1の一部、 852の3の一部
一ノ宮	④乙母	734の1の一部、735の1、736の一部、737、738の一部、 739から744、745の一部

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。)及び⑤宇田字中寺田827の1、827の3、828の1に隣接する宇田字宿通の道路である市有地の一部、並びに宇田字宿通631の4、632から634までに隣接する水路である市有地の全部を富岡市宇田字中寺田に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	⑥恵下原	904の1の一部、904の2の一部、905、906、907の1、 907の3、908の1の一部、908の2の一部、913の2
一ノ宮	⑦乙母	734の1の一部、736の一部、738の一部、745の一部、746、 747、749の1、751の3

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。)及び⑧宇田字中寺田803の2、805、806の1、806の3に隣接する水路である市有地の全部を富岡市宇田字欠下に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	⑨欠下	875の1の一部、876の1、876の3、876の4、877の1
	⑩⑪柿田	1106の1、1106の2の一部、1107の一部、1108の1の一部、 1123の6から1123の9までの各一部、1123の14の一部
一ノ宮	⑫押出	904の1の一部、905の1の一部、905の5の一部
	⑬⑭西丹生森	905の4の一部、914の4の一部、915の1の一部、915の2、 916の4の一部、919の3の一部、920の2の一部、920の3の一部

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部、及び水路等である国有地の全部を含む。)及び宇田字欠下877の3、宇田字恵下原903、904の1に隣接する水路である市有地の全部を富岡市宇田字恵下原に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	⑮上寺田	1 2 0 5 の 1
一ノ宮	⑰西丹生森	9 2 0 の 2 の一部、9 2 3 の一部、9 2 5 の 1 の一部、9 2 5 の 2 の一部、 9 2 7 の 2 の一部、9 2 7 の 4 の一部
	⑱坂井	9 2 7 の 8 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び宇田字柿田1 1 4 1 の1に隣接する宇田字上寺田の道路である市有地の全部、並びに⑯宇田字上寺田1 2 0 6、1 2 0 7 の1、1 2 1 5 の1、1 2 1 5 の3に隣接する水路である市有地の全部を富岡市宇田字柿田に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	⑲⑳柿田	1 1 6 0 の一部、1 1 6 0 の 2 の一部、1 1 6 1、1 1 6 1 の 2 の一部、 1 1 6 1 の 3 の一部、1 1 6 2 の一部、1 1 6 2 の 3 の一部、 1 1 6 3 の 1 の一部、1 1 6 3 の 2、1 1 6 7 の 1 の一部、 1 1 6 7 の 3 の一部、1 1 6 8 の 2、1 1 8 8 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を富岡市宇田字上寺田に変更する。

大 字	字	地 番
一ノ宮	㉑東丹生森	7 5 3 の 3、7 5 3 の 5、7 5 3 の 6 の一部、7 5 4 の 2、7 5 4 の 3、 7 7 6 の 2、7 7 6 の 3、7 7 7 の 2 の一部、7 7 7 の 3、7 7 7 の 4 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び一ノ宮字長坂6 5 8 の1、6 5 8 の3、6 5 8 の5、6 5 9 の2、6 6 0 の2、6 6 1 の3から6 6 1 の5までに隣接する一ノ宮字東丹生森の道路である市有地の全部を富岡市一ノ宮字長坂に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	㉒㉓神明	5 2 8 の一部、5 3 0 の一部、5 3 1 の1、5 3 2、5 3 3、5 3 4 の一部、 5 3 5、5 3 6、5 4 0 の1、5 4 0 の3から5 4 0 の7まで

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）及び㉔宇田字神明5 4 1 の3、5 4 2 の3に隣接する道路である市有地の一部、並びに一ノ宮字山下4 5 4 の33から4 5 4 の35まで、4 5 4 の38から4 5 4 の40までに隣接する水路である市有地の全部又は一部を富岡市一ノ宮字乙母に変更する。

大 字	字	地 番
一ノ宮	㊥㊦押出	841の13、880の6、880の9、904の1の一部、905の1の一部、905の5の一部、905の6
	㊧坂井	927の5から927の7まで、927の8の一部、927の9、927の11、927の12、928の2から928の6まで、928の9
	㊨大臣	1001の4、1001の5

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び㊩一ノ宮字西丹生森905の3、905の4、914の3、914の4に隣接する宇田字欠下の水路等である国有地の一部、並びに㊪一ノ宮字西丹生森919の1、919の3に隣接する宇田字恵下原の水路等である国有地の一部を富岡市一ノ宮字西丹生森に変更する。

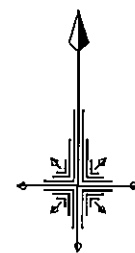
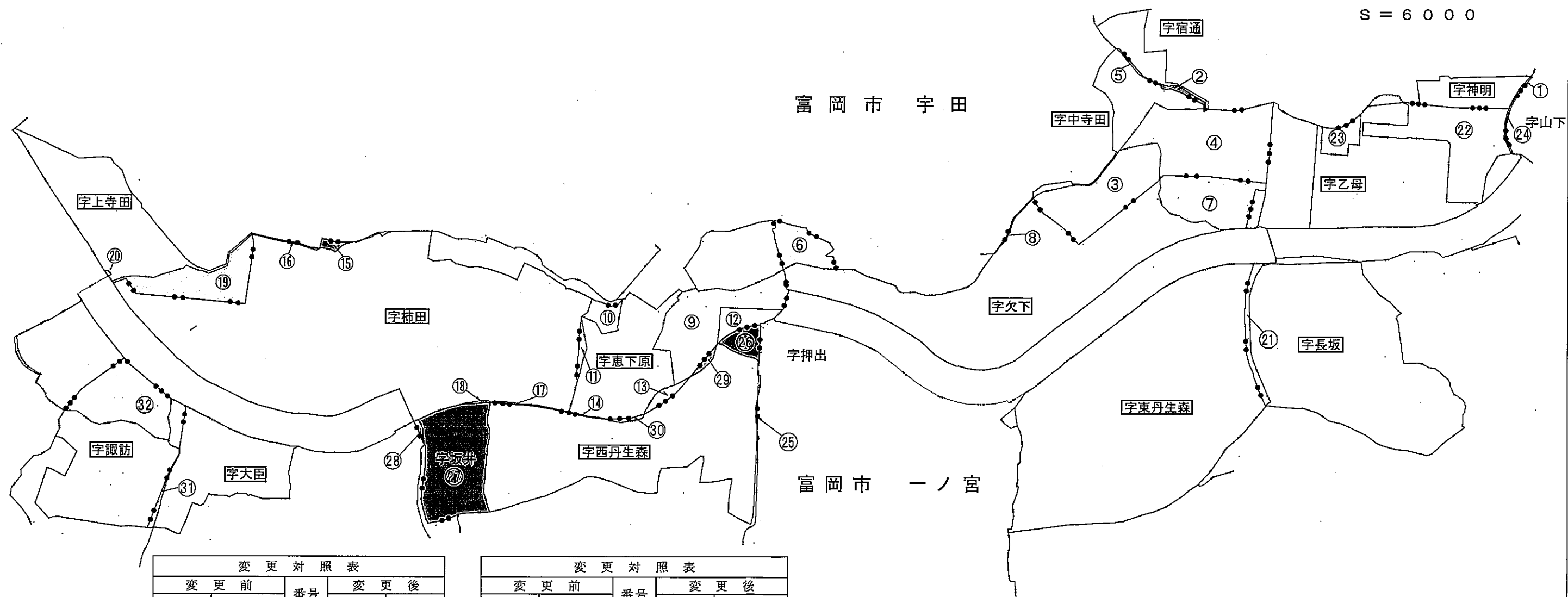
大 字	字	地 番
一ノ宮	㊫諏訪	1110の一部、1111の一部、1113の一部、1114の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の全部を含む。）を富岡市一ノ宮字大臣に変更する。

大 字	字	地 番
宇田	㊬柿田	1175の一部、1176の一部、1177の3の一部、1177の4、1178の1、1180から1182まで、1183の1、1183の2、1184

上記区域（同区域に介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を富岡市一ノ宮字諏訪に変更する。

変 更 概 要 図


$$S = 6000$$


変 更 前		番 号	変 更 後	
大 字	字		大 字	字
一ノ宮	山 下	①	宇 田	神 明
字 田	中 寺 田	②	宇 田	神 明
	欠 下	③	宇 田	中寺田
一ノ宮	乙 母	④		
字 田	宿 通	⑤	宇 田	欠 下
	恵 下 原	⑥		
一ノ宮	乙 母	⑦	宇 田	恵下原
字 田	中 寺 田	⑧		
	欠 下	⑨		
	柿 田	⑩		
一ノ宮	柿 田	⑪		
	押 出	⑫		
	西丹生森	⑬		
字 田	西丹生森	⑭	宇 田	恵下原
	上 寺 田	⑮		
	上 寺 田	⑯		
一ノ宮	西丹生森	⑰	宇 田	恵下原
	坂 井	⑱		

變 更 對 照 表				
變 更 前		番 号	變 更 後	
大 字	字		大 字	字
宇 田	柿 田	⑬	宇 田	上 寺 田
	柿 田	⑳		
一ノ宮	東丹生森	㉑	一ノ宮	長 坂
宇 田	神 明	㉒	一ノ宮	乙 母
	神 明	㉓		
一ノ宮	山 下	㉔	一ノ宮	西丹生森
	押 出	㉕		
	押 出	㉖		
	坂 井 臣	㉗		
	大 臣	㉘		
宇 田	欠 下	㉙	一ノ宮	大 臣
	惠 下 原	㉚		
一ノ宮	諏 訪	㉛	一ノ宮	大 臣
宇 田	柿 田	㉜	一ノ宮	諏 訪

凡 例	
變更前大字界	
变更后大字界	
变更前字界	
变更后字界	
变更前字名	字 甲
变更后字名	字 甲
地区界	